（少年院の首席専門官の職務）

第十条　［略］

2　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

3　［略］

（少年院の統括専門官）

第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十五人以内を置く。

［２・３　略］

（少年鑑別所に置く課等）

第十八条　［略］

2　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所及び秋田少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。

（少年鑑別所の首席専門官の職務）

第二十条　少年鑑別所の首席専門官は、次に掲げる事務（第二十一条第一項に掲げる少年鑑別所に置かれる首席専門官にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事務）をつかさどる。

［一～四　略］

（少年鑑別所の次席専門官）

第二十条の二　名古屋少年鑑別所に、次席専門官一人を置く。

2　次席専門官は、命を受けて、首席専門官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　［略］

2　医務課は、第二十条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十二人以内を置く。

［２・３　略］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

（少年院の首席専門官の職務）

第十条　［同上］

2　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

3　［同上］

（少年院の統括専門官）

第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（少年鑑別所に置く課等）

第十八条　［同上］

2　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所及び福井少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。

（少年鑑別所の首席専門官の職務）

第二十条　少年鑑別所の首席専門官は、次に掲げる事務（次条第一項に掲げる少年鑑別所に置かれる首席専門官にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事務）をつかさどる。

［一～四　同上］

［条を加える。］

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　［同上］

2　医務課は、前条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十三人以内を置く。

［２・３　同上］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［同上］	
美保学園	米子市
［同上］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［同上］	
福井少年鑑別所	福井市
［同上］	